

【青木太一郎議員】

皆様、おはようございます。私は、青木太一郎でございます。時はまさに春、日増しに暖かさを増す弥生3月。寒い冬から逃れ、新しい息吹が感じられ、何とはなしに生気が体に満ちて、諸事万般が希望的に、楽天的に、しかも心ときめく季節でもあります。忍従の冬、いつ果てるとも知らず、しかし、冬来りなば春遠からじのごとく、未曾有の不況の中で、財政的に極めて苦難に直面いたしております。この苦難を克服し、次の世代に力強い品格あふれる我がふるさと新潟を引き継ぐために、じっと耐えながら春を待つ心境かと察する次第であります。

さて、古来より「衣・食・住」は人間生活の基本であります。しかし、最近の「い」とは着物の「衣」でなく医療・福祉の「医」であり、「しょく」とは、食べ物ではなく働く職場の「職」であります。「住」は、雨風をしのぐ建物という意味でなく、今、生活の根拠として住んでおる地域を愛し、豊かな暮らしで安心して生活できる住環境づくりであります。この「医・職・住」は、21世紀に引き継ぐ大事な課題であり、新世紀に向けての展望を意識した施策の基本であります。

そこで、新しい「医・職・住」の一部ではありますが、医療・福祉の観点から、地域医療の核である県立病院の経営基盤の問題、21世紀を担う職業人を育てる教育の問題、地域の住民の問題として、新潟市を中心とする政令指定都市の問題について、虚心坦懐に御質問申し上げたいと思います。しばらくの間、御清聴、御協力賜りますように、心からお願い申し上げます。

さて、まず最初に、病院局関係について御質問いたしたいと存じます。

県立病院の経営については、経営の悪化という表現がよろしいのか、経営赤字がマンネリ化して、慢性疾患で治療の方法はないのか、県立病院を患者に例えたら、療養だけの状態で、治療してももう完治する見込みがないのか、毎年毎年決算期になると赤字問題が取り上げられるのであります。

その最たる要因は何でありましょうか。県民からすれば、県立という基盤のしっかりとした病院で、赤字であるのが、安心して治療が受けられる病院であれば、自分たちの負担する医療費は、他の民間病院と負担は変わらないので、バックに県というスポンサーがついている病院は、倒産することも絶対ないし、自分たちの税金が病院の赤字を補うものに使われているということは、よいことなんだと理解している人もいると思います。しかし、私は、公営企業の経営の基本というものの原点に立って、もう一度県立病院の経営改革と、今後のあり方についてお伺いしたいと存じます。

昨年11月、新潟日報に「赤字病の公立病院」というシリーズ記事が7回にわたって連載され、問題点の多くが指摘されております。さきの新聞の見出しだけを見ましても、県立を初めとする公立病院の窮状と申しましょうか、経営、運営は、大手術をしなければ、今後の地域医療の確保が大変困難な状況にあります。

そこで、まず、公立病院のリーダー格である県立病院の諸問題について、病院局長にお伺いしたいと存じます。

昨年、慢性的な赤字体質に陥っている県立病院について、外部監査で各病院の共通して抱える問題として、給与費、院外処方、経営管理制度の改善の指摘があったようであります。この包括外部監査の意見では、赤字構造を分析し、給与費や減価償却費等の構造的な問題が列挙されておりますが、これらの問題は、今さら問題点として指摘されるのではなく、かねてから県立病院の経営赤字が議論されるたびに、必ず体質改善すべき事項として、ほとんど列挙されていたものばかりであります。

病院局としては、指摘された事項について、経営赤字の根本的な原因はどこにあるのか、また、この指摘をどう受けとめておられるのか、まず御所見をお伺いする次第であります。

また、このたびの外部監査の結果について、平山知事は関係部局と相談し前向きに対応したいと、改善に積極的な姿勢をコメントされておりますが、この監査を踏まえ、どのような対策を、いつごろまでに講じようと検討されておられるのか。また、経営改革による赤字解消の目標を何年先ととらえて考えておられるのか、あわせて御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、公営事業の基本的な問題についてお尋ねしたいと存じます。

先ほど公立病院の運営危機について新聞連載のとおりであります。そもそも地方自治体が公益事業を推進する目的の原点はどこにあったのかであります。本県における公営事業は、企業局の発電、工業用水事業、病院局の病院事業等ではありますが、本来の目的は、民間がなし得ない事業、すなわち住民の生活基盤で必需性の高いサービスを提供し、そして、大規模な固定資本設備を必要とし、かつ、地域に貢献するものが公益事業であると理解していたところでありました。その経営に当たっては、地方公共団体の長である知事とは別に、独自の権限を持つ管理者によって企業会計方式で、企業としての合理的かつ能率的運営で独立採算制で経営されるのが建前になっております。公営企業である県立病院も、独

立採算制を原則としている事業でありますから、経営の基本は民間病院と同じと言っていいと思うのであります。

しかし、本県においては、病院事業会計に毎年度約 120 億円の一般会計繰入金が入入されております。公営事業の例外として、市町村の水道事業において、消防用水の供給の費用については住民全体の負担すべき部分として一般会計から繰り入れられるようになっておりますが、今の県立病院に対する一般会計の繰入金の趣旨は、赤字補てんというものが前提になっているように見受けられます。一般会計の繰り入れで、赤字も怖くない、倒産もない、危機感もないという思想があるのではないのでしょうか。私は、このことが公営事業経営の原点を失っている要因と思っておりますが、病院局としては、繰り入れ依存体質を改め、企業として自助努力の運営を基本とすべきであると考えておりますが、いかがなものでございましょうか、御所見をお伺いする次第であります。

次に、平成 10 年 3 月に「新・県立病院中長期構想」が策定されましたが、わずか 2 年足らずの間に、少子高齢化の進行や医療サービスのレベルアップ、診療報酬、薬価基準の見直し等々、医療を取り巻く環境は目まぐるしく変化しているのであります。このような医療環境の変化に適切な対応が迫られている民間病院があると思っておりますが、こうした状況を踏まえて、改めて県立病院の果たすべき役割について、どのような処置をお考えでおられるか、その見解をお伺いする次第であります。

さて、次に、広大な県土を有する本県において、僻地医療や救急医療等の充実を県立病院に対して県民は期待しているのであります。地域医療施設の整備が民間病院において格段に進んでいる現状から、病院と診療所、病病及び病診連携や、慢性疾患、長期入院患者の病状を考慮し、病院間の役割分担を行うなど、医療機関を有効に活用することが求められている時代であります。

この時代の流れで県立病院も、診療科目の見直しや、病棟、病院の再編成の検討を急ぎ、スクラップ・アンド・ビルド的な考えで病院の施設整備を行うことが必要と考えるのであります。私は、一般会計から財源の繰り入れは、ただ単に赤字解消のためでなく、医療施設の充実により県民に充実した医療サービスができることであれば、貴重な一般財源を重点的に投資してもよいのではないかと思います。御所見をお伺いする次第であります。

また、県立病院の施設整備、充実についてであります。県立新発田病院の移転新築について、地元では市町村、医師会から成る改築要望の同盟会が設立されたとの新聞記事が出ておりましたが、これと同じように、吉田、小出、津川病院等々、築 30 年近くを経過したものもあり、また、構造的に狭隘化し、医療環境の変化に対応できない、いわゆる時代おくれの感があるものがあります。私は、県立病院としての役割を明確にし、それぞれの地域医療にマッチした機能、規模で、県民にとって効果的な病院の改築を進めていく必要があると考える次第であります。

先ほど施設整備に一般会計から投資をと申し上げましたが、現在の県立病院の経営状況や一般会計の状況から、改築に必要な資金の捻出がままならず、改築が進まないとしたならば、国が法律を整備した P F I の活用や、第三セクター方式並びに特殊法人化等、民間からの投資、提携等々、さまざまな手法を検討することも 1 つの方策と考えますが、いかがなものでございましょうか。

さて、私は、最近の新潟日報の社説を見て驚いたことがあります。1 つは、「病院は患者本位と言えるか」もう 1 つは、「病院は患者への接し方を改善せよ」というものであります。県立病院は、がんセンター病院、中央病院は改築され、今改築中の悠久荘病院と、施設設備が整備されつつあります。私は、がんセンター病院、中央病院も拝見させていただきました。建物も設備も立派になり、医師、看護婦、その他職員の皆さん方が駆けずりながら働いておられる姿を見て、大変なお仕事をしている職業とおっしゃる次第であります。

新聞の社説の論評は、意外な気持ちで、驚きでもありました。県立病院の医師や看護婦の中に、患者の不安に答えずにとり散らす者がいるということは、信じられないことでもあります。県立病院の中で、ここ数年、患者の減少傾向に歯どめがかからず、職員にストレスがたまって、患者に当たり散らすというようなことが原因だとすると、極めて遺憾に思う次第であります。

先ほど、病院の改築について御提案申し上げましたが、立派な額縁、建物だけつくって、中に立派な絵、職員が入っていなかったら、無意味なものになります。県立病院は、県民のためにある、県民に信頼されるものでなければなりません。したがって、「企業は人なり」と申します。まずもって役所的な感覚から抜け出す職員の意識改革と、サービスの向上をモットーに、職員に経営意識を植えつける徹底した職場管理が急務と考えておりますが、御所見をお伺いする次第であります。

次に、病院は 3 K 職場と言われた時代がありました。そのためか、高度経済成長期において、県民サービスの観点から、県職員労働組合医療部会との交渉を通じ、職場の勤務条件の改善、諸手当の充実が図られてきたのであります。しかし、バブル崩壊後は、経済を初めとするすべての社会状況が大きく変わってきており、企業においても徹底したコスト管理を行うため、リストラやコンピューター活用によ

る合理化に取り組んでおるのが現状であります。

県立病院においても、「県民起点」の観点から、経営改革に向け、民間の病院や他県の公立病院等との比較により労働条件の検証を行い、見直すべきは見直し、過去は過去、現在は現在、経営の安定化を図ることが県民の評価につながることを考えますが、いかがなものでしょうか、お伺いをいたしたいと存じます。

さて、総合病院というものは、音楽の編成で言いかえますと、大オーケストラの楽団のようなものであると思います。弦楽器、管楽器、打楽器等の編成で、県民会館の大ステージを全部使う 50 人くらいの配置で、それぞれの違う楽器で音を合わせ、指揮者の指揮棒の動きで交響曲を演奏しております。また、演奏曲によっては、小人数のアンサンブルの編成もあります。病院は、つまり、医師、看護婦、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、レントゲン技師、理学・作業療法士、そして事務職と、多種職種で構成されており、単純には解決できない問題と思いますが、現在の経営状況からしますと、しっかりとした指揮者のもとで、大きなオーケストラ病院、地域に合ったアンサンブル病院という考え方で、人的資源であります職員の効率的配置が必要と考えますが、いかがでございましょうか。

それには、定型的な業務の事務部門や検査部門等の委託化、人材派遣による処理を推進する一方、収入の根幹となる医師の定数の確保、看護体制の充実、経営管理部門の強化に力を入れるべきと考えますが、御所見をお伺いしたいと存じます。

私は、県立病院は、民間病院と企業体質は同じであると思っております。経営改革を遂行する上で、管理・運営部門の専門職は重要であり、民間病院は事務長の経営手腕で維持されていると、よく聞きます。県立病院は、知事部局との異動絡みで、事務職は 2 年ないし 3 年のローテーションで転勤し、プロパーの専門職がない現状と伺っております。事務長として優秀な資質を持っていても、短期間の在職では解決できず、その手腕を発揮できないまま転勤ということになるわけであります。管理部門の専門職の人材育成により体制の強化を図る必要があると考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。また、病院職員は、じっくりと腰をおろして仕事ができるプロパー職員を病院局独自に採用し、人材確保することも選択肢の 1 つと考えますが、あわせて御所見をお伺いする次第であります。

次に、今、民間企業において、悩みは人件費が高いという問題であります。高度成長期の人手不足で高給与で採用し、そのツケが人件費の高騰となり、売り上げの 50% 以上を占めている企業が多いと聞いております。そのため、外部委託や人材派遣、パート等で削減を図っているようであります。

さきの決算審査や包括外部監査で、医業収入に対する給与費の割合が採算ベースの 43% をはるかに上の 60% 超と、危機的状況であると指摘されておりますが、特に、医師の給与総額は、平成 9 年度で全国第 2 位で、医師給与費の中で医師確保目的の特殊診療手当が特筆して多いと聞いております。現在の経営状況から勘案した場合、少なくとも全国トップレベルの給与水準を見直すお考えがおありでしょうか、御所見をお伺いする次第であります。

次に、薬価基準の引き下げ、人件費、薬待ち時間の問題等々で、医療と薬業の分業が進んでいると思うわけですが、医療制度の抜本改正案では、薬価について、平成 14 年度までに薬価差を解消する方針が示されていると聞いております。

また、県内の調剤薬局の院外処方せんの受取率は、平成 10 年度から 11 年度にかけ、全国でもトップ水準の伸びで、公的病院でも経営の視点から医薬分業への迅速な対応が進められているのであります。昨年は、県が補助金を出して、県薬剤師会の支援センター等に受け皿整備が行われたようでありますが、市部を中心に県立病院も医薬分業に積極的に踏み込むお考えがおありでしょうか、御所見をお伺いする次第であります。

医療問題の最後になりましたが、救命救急医療体制についてお伺いしたいと存じます。

救命救急センターは、現在、上、中、下越にそれぞれ 1 カ所設置され、高い水準の救急医療を提供していると聞いております。平成 9 年 7 月に策定された第 2 次地域保健医療計画で、人口も多く面積の広い下越地方に 2 カ所目の救命救急センターの設置が検討課題とされておりますが、知事もこれまで議会で答弁されておりますが、現段階において設置に関する方針や設置地域など、具体的な検討状況をお伺いする次第であります。

県立病院に係る医療問題について御質問をいろいろ申し上げましたが、経営の健全化には、マイナス要因を除くことが先決だと思います。中国にこんなことわざがあります。「一利を興すは一害を除くに若かず」。要するに、プラスを追求するよりマイナスを除け、利益を得ようとするより損を除けということでありましょう。したがって、県民から信頼される県立病院の健全経営が一日も早く実現するように、大英断を大いに御期待する次第であります。

次に、政令指定都市構想についてお尋ねしたいと存じます。新潟市周辺における政令指定都市構想については、昭和 60 年代から、いわゆる「新潟 100 万都市構想」が、主に経済界や青年会議所を中

心にして提唱されてまいりました。私もかつて昭和 61 年の 6 月 29 日、黒埼町長時代に、青年会議所が初めて主催いたしました新潟市を中心とする 7 市町村長の市町村サミットで、その話を初めて聞いたわけであります。

それ以来、7 市町村では、年 2 回、市町村サミットを開いておりますが、それが積み重なりまして、昨年 9 月には、新潟市外 8 市町村の行政担当で構成する政令指定都市問題研究会が、「新潟都市圏型のアーバンパターンにかかる調査報告書」を公表し、田園型政令指定都市を目指すことを提案し、さらに、今年 1 月には、新潟商工会議所が政令指定都市実現に向けた新たなビジョンを公表しております。このように、政令指定都市をめぐる議論が活発になってきておりますが、県庁所在地であります新潟市を中心とした地域が、政令指定都市に向かって、小区制なのか大区制を目指すのか、仙台型のようなものを目指すのかどうか、知事の基本的な認識と、県としてどのようなかわり方をされるのか、まずお考えをお伺いする次第であります。

次に、新潟市と我が黒埼町の合併については、先般、知事立ち会いのもとで合併調印式が行われ、来年 1 月 1 日の合併が正式合意されました。この新潟市、黒埼町の合併が、将来の政令指定都市実現に向けた動きの中で、知事はその持つ意味をどのようにお考えか。そして、知事は、常にリーダーシップをとられるお考えがあるか、あわせてお伺いをする次第であります。

次に、市町村合併特例法は、平成 17 年の 3 月 31 日までの時限立法であります。それまでの間に、新潟市を中心とした市町村合併を進め、政令指定都市として亀田町や横越町の先行合併論の考え方もあると聞いておりますが、県は、残りの 5 年間にどのように合併を進めようとしておられるのか、お伺いしたいと存じます。

また、県は、平成 12 年度中に「市町村合併促進要綱」を策定することとしておりますが、その要綱の中に、新潟市を中心とした地域の政令指定都市実現の方向性を出すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いする次第であります。

さて、次に教育問題について御質問を申し上げます。

戦後の第 1 次ベビーブーム世代、つまり団塊の世代の人たちも、やがて近い将来、高齢者の仲間入りをするという時代になりました。職業人としていろいろな時代の変遷の中で活躍された年代でもあろうかと思えます。また、その人たちのお子さんは就職し、まだ学業の途中にあるかもしれません。しかし、今、リストラ、就職難、我が身も子供も危険感のあるこのごろであります。私は、これらの青少年が、日本の心を持ったよき職業人となり、21 世紀を担ってもらわなくてはならない人材と思っております。それには、今の教育概念にグローバル感覚の付加価値をつける新しい教育と、青少年犯罪が起きておる現状から、社会規範を守る倫理教育が必要と考えておるのであります。この視点から、教育問題について教育長にお伺いしたいと存じます。

まず最初に、さきの第 147 回通常国会で小淵首相の施政方針演説の冒頭に、輝ける未来を築くために、教育立国を目指し、21 世紀を担う人々は、すべて文化と伝統の礎である美しい日本語を身につけると同時に、国際共通語である英語で意思の疎通ができることの重要性を訴えておられました。また、「21 世紀日本の構想懇談会」でも、学校週 3 日制や、英語を我が国の第 2 公用語とすべきであると、大変変わった提言をいたしておりますが、このことについても、教育長の御所見をお伺いしたいと存じます。次に、私は、家庭のしつけこそ子供たちの健全育成の基本と考えております。家庭内での不協和音が犯罪、非行の要因となっておるようであります。親がしつけに対して正しく認識し、倫理的に実践していくことが、まず基本と考えておりますが、家庭教育の充実に向けた親の教育を、今後どのように推進していけるのか、お伺いしたいと存じます。

また、昨年 4 月から、中学生までの子供を持つ親などに、全国子供プランによる「家庭教育手帳」、そして「家庭教育ノート」がそれぞれ配布されて、約 1 年が経過しましたが、その後の経過や、効果がどのようにあったのか、あわせて教育長に御所見をお伺いしたいと存じます。

教育問題の最後に、子供たちに対する教育について、家庭や学校だけではなく、今後ますます地域の人々全体がかかわって、祭りや伝統行事を通じて、天地自然の摂理に則した自然を愛する心、それは御先祖を敬い、親に孝行、親に感謝、長幼の序をはぐくむ日本の伝統文化であります。そういう日本の心を、地域ぐるみで子供を育てる体制を整備する必要があると考えておりますが、この体制づくりをどのように進められるのか、お伺いをいたしたいと存じます。

通告いたしました私の質問は以上であります。最後に、期待を含めて平山知事に御要望申し上げたいと思っております。

去る 3 月 3 日はひな祭りでありました。桃の節句とも言います。桃の文字をよく見てみますと、左に「木」、右に「兆」という文字の組み合わせであります。草木が新しい芽を出す兆しという意味でもあります。2000 年は、21 世紀につなぐ大事な節目の年であります。

知事は、いよいよ2期8年の実績で、新潟県の行政を束ねる政治家として、まさに成熟期に入りつつあると理解しているところでありますが、今後ともリーダーシップを大いに発揮され、みずから持つ資質を十分に活用し、新しい景気の兆しを呼ぶ施策により、県民福祉の向上のために御尽力をいただくことはもちろんであります。できれば、我が新潟を背負う青少年のひとみがらんらんと輝くような、夢、ロマンのある21世紀、そして、新潟の子供たちが、「ああ自分のふるさとに生まれてよかった」と、そういうほのぼのとした情感が生まれてくるような、そんなすばらしい教育改革、人づくりのために精いっぱい努力されることを大いに御期待申し上げ、質問を終わらせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

【平山征夫知事】

青木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、新潟市を中心とした地域が政令指定都市を目指すことについての認識と、県としてのかかわり方についてであります。地方分権が実行の段階を迎え、地方のあり方が問われている中で、地域の発展のために行政体制のあり方に関する議論がなされていることは、大いに意義があることでありまして、政令指定都市が実現することによりまして、新潟地域に高次の都市機能が集積されれば、環日本海交流の拠点として本県全体の発展にもプラスになるものというふうと考えております。

また、県のかかわり方についてであります。引き続きこの地域の将来像に対する自主的な検討が重ねられ、関係市町村の間で方向性がまとまりますならば、政令指定都市の実現に向け、県としても積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新潟市と黒埼町の合併が政令指定都市の実現に向けて持つ意味についてどう考えるかということですが、新潟市及び周辺市町村が日本海側における中核拠点都市として発展していくためには、合併が有力な方策でありますし、この両市町の合併は、今後のそうした新潟地域の将来のあり方を検討していく1つの契機となるものというふうと考えております。また、あわせて、県内各地で合併の機運が高まるものと期待している次第であります。

次に、今後5年間の新潟地域の合併の進め方ですが、県としましては、新潟地域広域市町村圏協議会が平成11年度から取り組んでおります「広域行政体制整備方向」において、その内容が明らかになるものというふうと考えておりますので、当面、その結果を見守ることとしております。県としましては、その状況を見きわめ、関係市町村長の意見も伺いながら、適時適切な支援を行ってまいりたいというふうと考えております。

次に、「市町村合併促進要綱」の中に政令指定都市実現の方向性を打ち出すべきであるということについてですが、県としましては、要綱策定に当たりましては、市町村合併懇談会を設置いたしまして、具体的な合併市町村の組み合わせの基準を含めた、合併を進めるに当たっての基本的な考え方について御意見を伺いますとともに、必要に応じ、市町村長等関係者の意見も伺うこととしてしているところであります。その際には、新潟地域の政令指定都市実現の方向性も含めて、関係市町村等関係者の意向を踏まえ、検討したいというふうと考えております。

以上であります。

【関根啓一福祉保健部長】

下越地区における第3次救急医療体制の整備についてでございますが、地域保健医療計画では、「人口規模及び地理的条件に配慮し、下越地域における第3次救急医療体制のあり方について検討する」としてしております。地域における救急医療の実情などを見ながら、設置病院も含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

【三島直樹病院局長】

県立病院関係についてお答えいたします。

まず、県立病院事業の赤字の根本的な原因としましては、県立病院のそもそもの使命としまして、僻地医療や高度・特殊医療などの不採算の医療も担っており、最近では、国の総医療費抑制策により診療報酬の改定が低率で推移していることもあって、給料の定期昇給などによる人件費増や診療材料費の増嵩等に対応する収入の確保が困難となっていることとともに、職員のコスト・経営意識や危機感の不足も、その要因と考えております。

また、指摘された事項に対する受けとめ方についてでございますけれども、今回、外部監査人は、純粹に民間の立場で県立病院に対して意見を述べられたものでありまして、この監査結果を受けて、病院局本庁、病院、そして職員労働組合が一体となって、民間並みの経営・コスト意識を持って病院の運営に当たることの重大さを改めて認識したところであります。

今後、患者サービスの維持向上を図りつつ、医業収益の確保、増収と医業費用の縮減を進めていかなければなりません。そのためにも、地域医療に熱意のある医師の確保、充実に努めるとともに、これまで以上に業務量に見合った職員の適正管理に努めていくなどの努力が必要と考えております。

次に、今回の監査結果を踏まえての対応についてであります。このたびの監査人の多岐にわたる意見につきましては、今後、十分検討いたしまして、業務の改善に努めてまいります。

また、御質問の赤字解消の目標年次については、医療制度の今後の動向が不透明な面もあり、現段階ではお示しすることは困難であります。患者サービスの維持・向上、地域の他の医療機関との連携の推進、地域の医療ニーズに合った機能の整備を行うとともに、職員一人一人がコスト意識や経営感覚を持って経営に当たるなどにより、極力赤字の縮減に努めることとしたいと考えており、そのことにより県民の皆さんに県立病院の存在意義を理解していただくことが何よりも重要かと考えております。

次に、病院運営の基本的な考え方についてであります。御指摘の一般会計からの繰入金は、地方公営企業法の規定により、本来行政が負担すべき経費や、能率的な経営を行ってもなお生じる、いわゆる不採算医療に係る経費に対して認められているところであります。

病院運営は自助努力を基本とすべきとの考え方については、まさにそのとおりでありまして、厳しい医療環境の中で、他の医療機関と同様に経営努力をして、経営の安定化を図ることにより、今後も県民に良質な医療を提供するという県立病院としての使命を果たしていかなければならないものと考えております。

次に、県立病院の役割についてであります。県立病院の役割は、県全体の医療政策の中で検討されているものであり、第1に、診療所と連携した僻地医療の確保と医療水準の向上。第2に、救急医療、とりわけ救命救急医療の拡充強化。第3に、高度・先進医療の提供、充実。第4に、少子化時代における小児・周産期医療の充実。第5に、高齢化に伴う疾病構造の変化、例えば、民間医療機関との役割分担による腎不全医療への対応。第6に、がんやリウマチ等専門医療に係る研究の充実。第7に、県内への医師の定着の促進のための臨床研修機能の強化などを担っていくことが、県立病院の役割、あるいは課題と考えております。

次に、診療科の見直しや病棟・病院の再編成についてであります。交通網の進展や地域の他の医療機関の充実など、地域の医療ニーズの変化に対応して、これまでも診療科の見直しや病棟の再編を行ってきたところであり、今後とも常に見直していかなければならないものであります。

また、地域医療ニーズの変化、県立病院同士の機能分担や民間病院との連携等による効率的かつ良質な医療の提供のため、中長期的には、県立病院の再編も今後の重要な課題になると考えております。

次に、病院の改築についてであります。御指摘のとおり、老朽化が進んでいる病院もあり、病院機能の充実という観点からも、計画的に改築に取り組む必要があると考えております。御指摘のように、病院会計の収支状況が課題となっております。したがって、改築については、御提案のPFIも含め、より有効な方法を種々検討していく必要があると考えております。

次に、サービスの向上と経営意識の徹底についてであります。残念ながら、過日の新聞報道と同様の趣旨の投書を幾つかいただいているところであります。各病院においては、これまで、接遇委員会を設置し、患者サービスの向上に努めているところであります。こうした指摘があることは、いまだ完全に浸透していないということでもあります。医療現場という弱者に対するサービス業に従事している職員として、インフォームドコンセントの徹底を含め、400人の医師、2,700人の看護婦等を含む、約4,500人の職員にサービス精神の徹底を図り、県民の皆さんに愛される病院となるよう、強い自覚を持って日常の業務に当たるよう指導してまいりたいと考えております。

また、私は、病院において患者さんが医師や看護婦に何でも言えるような雰囲気のある病院にしたいというふうに思いますし、医療従事者と患者さんがお互いに感謝の念を持って接し合える病院づくりをしたいというふうに考えております。

次に、労働条件の見直しについてであります。県立病院労働組合は、労働組合法に基づくところの企業労働組合であり、基本的には労使の間で結んだ労使協定は尊重しなければならないものであります。しかし、厳しい経営状況に加え、医療経済環境が刻々と変化する時代にあっては、これまでの労使協定等についても、時々々の社会環境に合わせ、必要に応じ労働組合と十分協議しながら、見直しを含め検討を加えていくべきものと考えております。そのため、今後の県立病院のあり方等について、労使の間で建設的な意見交換を行う場を設けるなど、労使が一体となって病院経営に取り組んでいくよう、現在、組合とも協議を進めているところであります。

次に、職員の効率的な配置等についてであります。これまで清掃業務、施設管理業務等の定型的業務や、専門的業務である医事業務の委託化によって、人件費の削減に努めながら、一方で、医師、看護婦等の定数の確保を図ってきたところであります。今後、さらに医事業務の委託拡大の検討を進めるとともに、今後の適切な医師の確保や職員の重点的かつ効率的な配置を進めてまいります。

次に、管理部門の専門職のあり方についてであります。病院の管理運営には、すぐれた経営感覚と豊富な知識・経験、さらには強力なリーダーシップが必要であり、今後、事務長等事務職員については、これまで以上に優秀な職員の登用を図るとともに、エキスパート養成に努めていかなければならないと考えております。そのため、幅広い分野から人材を確保する必要があると考えております。

また、議員御指摘の病院局採用についても研究していきたいと考えております。

次に、医師の給与水準を見直すべきとの御意見についてであります。県立病院の医師の給与は、基本的には国及び県に準拠しておりますが、御指摘の特殊診療手当は、昭和 30 年代、医師確保の目的を持って診療業務にスライドする手当として設けられたものであります。その結果、本県立病院の医師 1 人当たりの診療収入、稼ぎ高が全国上位という実績を反映し、手当額もふえ、結果として医師の総給与が都道府県立ベースでは北海道に次いで 2 番目になっている実情にあります。

しかし、経営状況が極めて厳しい上、一定程度は医師確保が進んできていること等を考慮すれば、もはや全国第 2 位である必要はないと考えており、現在、特殊診療手当の水準の見直しを精力的に進めているところであります。

次に、医薬分業についてであります。患者さんから院外処方せん交付の希望を受けた場合には、可能な限り対応することとしておりますが、新発田病院では平成 9 年 6 月から、十日町病院では本年 2 月から積極的な医薬分業に取り組んでいるところであり、また、がんセンター新潟病院でも平成 12 年度中からの取り組みを予定しているところであります。他の県立病院につきましても、保険調剤薬局等の整備状況や地域の事情を踏まえ、また、経営面を考慮し、適切に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

【野本憲雄教育長】

英語による意思疎通能力の重要性についてであります。この問題は、学校の英語教育で会話能力が十分に培われていないことから、繰り返し語られてきた古くて新しい問題であり、インターネットの普及やグローバル化が進む今日、英語が事実上国際語となっていることを考えますと、英語によるコミュニケーション能力の育成は、極めて重要なことであると考えております。

学校での英語教育においても、ヒアリングやディベートなども取り入れられて、かつてに比べて改善が進んでおりますが、この意味で、日本人としてのアイデンティティーを大切にしながら、外国語指導助手などを活用して、一層オーラルトレーニングを重視した英語教育を充実してまいりたいと考えております。

次に、家庭教育の充実に向けた親の教育についてであります。市町村教育委員会を中心に、家庭教育学級や子育てグループの育成、父親に対する出前講座、広報紙「かけはし」の発行、子育てや教育の悩みに答える電話相談等を実施しているところであります。

来年度は、家庭教育電話相談「すこやかコール」を 24 時間体制に充実するとともに、「幼児期からの心の教育検討会議」の意見を踏まえ、幼稚園、保育園、小学校の関係者、保護者等によるフォーラム等を県内 23 地域において実施し、幼児期からの子育てや教育について、親の役割や責任を啓発してまいりたいと考えております。

次に、「家庭教育手帳」・「家庭教育ノート」の配布の効果についてであります。県内で合わせておよそ 36 万冊配布いたしました。昨年 10 月に行った市町村に対する調査を見ますと、家庭教育学級や保育所の保護者会、学校の P T A や母子健康診査時などにおいて、およそ 70% の市町村において活用されているところであります。

また、いわゆる子育てグループから、手帳やノートの配布希望も相当数あったほか、先ほどの「すこやかコール」の電話相談件数が増加していることから、「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」の情報欄が活用されているあらわれと考えており、配布の効果はあったものと考えております。

次に、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりについてであります。これまでも地域の方々の協力を得て、子供に豊かな体験活動を提供する「のびのび新潟っ子ふれあい広場推進事業」や「子ども地域活動促進事業」を実施するとともに、体験活動に関する情報を提供する「子どもセンター事業」などを実施して、地域で子供を育てる機運を醸成してきたところであります。

来年度は、新たにボーイスカウトなどの青少年育成団体が主体となっていく「民間団体による子ども地域体験事業」を実施し、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりを一層推進することとしております。